

○多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップ実施要綱

令和4年1月4日告示第1号

多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見駅北送迎バス停車場の設置及び管理に関する条例(令和3年条例第1号)第11条の規定に基づき、多治見駅北送迎バス停車場(以下「バス停車場」という。)におけるアイドリングストップの実施について必要な事項を定めるものとする。

(環境への配慮)

第2条 送迎バスの運行者は、地球温暖化の防止並びに騒音及び排気ガスによる周辺地域への悪影響の防止(以下「環境への配慮」という。)のため、アイドリングストップに努めるものとする。

(利用者の健康への配慮)

第3条 送迎バスの運行者は、夏季・冬季における冷暖房の運転その他の送迎バス利用者の健康への配慮に努めるものとする。

(運行計画)

第4条 送迎バスの運行者は、環境への配慮と送迎バス利用者の健康への配慮の両立を図るため、バス停車場の使用時間が短時間となるよう運行計画を立案するものとする。

(アイドリングストップの実施方針)

第5条 送迎バスの運行者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによりアイドリングストップを実施するものとする。ただし、送迎バス利用者の健康への配慮のため必要な範囲としてアイドリングを実施する時間は、おおむね10分以内とする。

- (1) バス乗降場を利用する場合 送迎バス利用者の健康への配慮のため必要な範囲を除き、アイドリングストップを実施する。
- (2) バス待機場を利用する場合(次号の場合を除く。) アイドリングストップを実施する。
- (3) バス待機場を乗降に利用する場合 送迎バス利用者の健康への配慮のため必要な範囲を除き、アイドリングストップを実施する。

(その他)

第6条 送迎バスの運行者は、前5条の規定を踏まえた上、社会的責任に配慮してバス停車場を使用するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。